

大分県犯罪被害者等支援推進指針の取組状況

(平成30年度)

令和元年12月

大分県

大分県犯罪被害者等支援推進指針の取組状況

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求に関する周知等(基本法第12条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容を充実させるとともに、これらを警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等来訪者の目に触れやすい場所に備え付け、また、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、当該制度の周知を図ります。	広報課(警)	①目的:損害賠償請求制度等保護・支援のための制度の周知 ③対象:県民 ④損害賠償制度等保護・支援のための制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、周知を図っている。
			刑事企画課(警)	①内容:「被害者の手引き」に損害賠償請求制度について掲載し、配付時に説明を行っている。 ②対象:犯罪被害者等 ③実績:配布数197件
(2)	暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実	公益財団法人暴力追放大分県民会議、弁護士会の民事介入暴力対策センター等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させます。	組織犯罪対策課(警)	①内容:第18回大分県民事介入暴力対策協議会の開催。 ②月日:12月7日 ③場所:大分市城崎町 パルス5 ④対象:大分県弁護士会民事介入暴力対策センター弁護士15名 公益財団法人暴力追放大分県民会議 専務理事以下4名 組織犯罪対策課長以下9名
(3)	犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	振り込め詐欺等の預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行います。	生活安全企画課(警)	犯罪利用預金口座と疑われる口座の取引停止等措置や情報提供等について協力依頼を実施。 ①対象:県下金融機関担当者 ②日時:5月29日、6月5日 ③会議:預貯金小切手を活用した特殊詐欺被害防止連絡会議 大分県金融機関防犯協会通常総会 ④実績:77名
			生活環境課(警)	①内容:悪質商法やヤミ金融事犯を認知した場合、相談受理後速やかに金融機関に対して口座凍結依頼を実施している。 ②対象:犯罪被害者等 ③実績:125件(平成30年中)
			捜査第二課(警)	①内容:特殊詐欺事件等にかかる犯罪利用預金口座等の凍結依頼の実施。 ②対象:金融機関等 ③実績:136口座の凍結(平成30年中)
			組織犯罪対策課(警)	期間中の取扱いなし。
			県民生活・男女共同参画課	①高齢者講座 18回 731人 高齢者見守り講座 5回 365人 ②相談のうち不当請求に係るもの 751件 多くが架空請求やワンクリック詐欺にかかる相談であり、未遂については関わらないよう助言し、既遂分についても電子マネー発行者や金融機関など関係機関と連携し、被害回復に向け支援した。
生活環境課(警)	①内容:連絡会議等の機会において、緊密な連携を図る。 ②対象:消費者行政担当機関や財務局等職員 ③実績: 4月 実施 貸金業関係幹事会 (九州財務局) 4月 実施 無登録ファンド等連絡会(九州財務局) 10月 実施 多重債務者対策連絡会議(アイネス)			
		消費生活・男女共同参画プラザで実施している消費生活出前講座等において被害回復制度の普及・啓発を図るとともに、消費生活相談窓口には被害の相談等があった場合には、県警察本部等関係機関と連携し、被害回復に向けて支援します。		

2 給付金制度の充実等(基本法第13条関係、条例第14条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	犯罪被害給付制度の適切な運用	犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者に対しては、給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行います。	広報課(警)	①内容:新聞広告等各種広報媒体を通じた広報。 ②掲載日:11月5日(夕刊)、11月16日(朝刊) ③掲載社:大分合同新聞
				①内容:11月の広報月間における広報用チラシの街頭配布 ②日時:11月26日 ③実績:配布部数500部
				①目的:犯罪被害給付制度の周知及び適正な運用 ②内容:犯罪被害給付制度の教示、「犯罪被害給付制度のご案内」の配布等 ③対象:犯罪被害者又はその遺族等 ④実績:教示総計194件(平成30年中)

		給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、可及的速やかに行うよう努めるほか、仮給付制度の効果的な運用、求償権の適切な行使その他の犯罪被害者給付制度の適正な運用及び関係職員への同制度の周知徹底に努めます。	広報課(警)	①目的:県下警察署との連携の徹底 ②内容:犯罪被害給付制度の告示、「犯罪被害給付制度のご案内」の配布、適正な運用及び職員に対する周知徹底 ③対象:犯罪被害者又はその遺族等、また犯罪被害者を担当する警察職員 ④実績:告示総計194件(平成30年中)
(2)	医療費等経済的負担の軽減	性犯罪被害者の緊急避妊の費用、身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費、参考人旅費等を公費で支弁する負担軽減制度を引き続き積極的に推進するとともに、これらの制度に関する周知を図ります。	広報課(警)	①内容:初診料等の公費負担。 ②対象:性犯罪被害者 ③対象項目:初診料、診断書料、検鏡検査料、性感染症検査料、緊急避妊に要する費用、人工妊娠中絶に要する費用 ④実績:初診料等総計181件(平成30年中)
		「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」(平成27年4月2日犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会)を踏まえ、カウンセリング費用を公費負担します。		①内容:遺体修復費用及び解剖後の遺体搬送に要する費用の公費負担。 ②対象:遺族 ③実績:遺体修復1件、遺体搬送16件(平成30年中) ※非犯罪死を含む。
	自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を積極的に運用するとともに、その充実に努めます。		①内容:性犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実 ②対象:性犯罪被害者 ③実績:公益社団法人大分被害者支援センターと連携し、被害者の同意の下、カウンセリング体制を構築している。また、その費用については、公費負担を行っている。	
	性的な暴力にあっても警察に相談できない被害者(以下「性暴力被害者」という。)に対して、妊娠や性感染症の感染の恐れがあるなど緊急医療の必要な場合の医療費や、弁護士による法律相談費用、臨床心理士によるカウンセリング費用を公費負担することにより、性暴力被害者の経済的負担の軽減を図ります。	県民生活・男女共同参画課	①内容:診療費等の公費負担 ②対象:緊急医療の必要な性暴力被害者 ③実績:初診料等総計2件	
(3)	医療保険の円滑な利用	犯罪被害による傷病の保険給付について、国民健康保険等々の保険者に対して適切な対応を周知します。	国保医療課	①内容:保険者に対する周知 ②対象:県民 ③実績:HPにて第三者の不法行為により生じた傷病の受診等の際に医療機関等に申し出ること、被害届の届出の義務及び届出先などを掲載し、周知を行った。また、各保険者に対して同様に助言を行った。 ①内容:第三者行為求償事務研修会 ②対象:各市町村国保担当者職員 ③日時:10月3日 ④詳細:第三者の不法行為により生じた保険給付に関する事務手続に係る研修会
(4)	障がいのある犯罪被害者等への対応	障がいのある犯罪被害者等に係る県税の減免手続等について周知を行います。	税務課	①内容:各県税事務所の受付窓口に「自動車税身体障害者減免のパンフレット」を配置 ②備考:申請者から相談があり住所を秘匿する必要がある場合(DV被害者等)は、税務総合システムに登録をして情報の取扱いに注意をしている。 ③実績:身障減免申請件数:1,976件 うち「犯罪被害者に係るもの」:0件
		障がいのある犯罪被害者等に対し、障害福祉サービス等の障がい福祉制度について適切な説明等を行うよう市町村等に周知します。	障害福祉課	①内容:障がい者に向けた周知 ②実績:冊子「障害者のしおり」を約6千部作成し、市町村に配布した。また、PDF版を県ホームページに掲載し、市町村の窓口に来所できない障がい者に向けた周知にも努めた。
(5)	県と市町村との連携による見舞金制度の実施	犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するため、市町村が実施する見舞金制度に係る補助制度を実施します。県は、市町村が支給した見舞金の額の半額(上限額を設定)を負担します。	県民生活・男女共同参画課	①内容:「大分県犯罪被害者等見舞金支給事業費補助金交付要綱」の制定を行った。市町村が被害者等に支給した次の見舞金額の2分の1を補助する。 ア)遺族見舞金:犯罪行為により死亡した者が当該犯罪被害を受けたことに対し、その遺族に一時金として支給する見舞金(支給額30万円) イ)重傷病見舞金:犯罪行為により重傷病を負った者が当該犯罪被害を受けたことに対し、当該者に一時金として支給する見舞金(支給額10万円) ②対象:当該犯罪行為が行われた時において県内に住所を有する者、かつ申請時に当該市町村に住所を有する者 ③重傷病見舞金:3件(平成30年度)

3 居住の安定(基本法第16条関係、条例第18条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	公営住宅への優先入居等	県営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定に努めます。	公営住宅室	①実績: ・優先入居 : (DV) 申込件数0件。(犯罪被害) 申込件数0件。 ・目的外使用: (DV) 申込件数1件、入居件数1件。(犯罪被害) 申込件数0件。 ※相談については、上記以外に複数件あり。具体的な入居希望には至らず。
(2)	被害直後及び中期的な居住場所の確保	自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊され、自宅での居住が困難な場合等であって、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者が利用できる緊急避難場所を提供します。また、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を積極的に運用するとともに、その充実に努めます。	広報課(警)	①内容:一時避難場所の確保に要する費用の公費負担の実施。 ②対象:犯罪被害者等 ③目的:経済的負担及び精神的負担の軽減 ④実績:支出件数4件(平成30年中)
		一時保護施設を退所したDV被害者及び性暴力被害者が、民間住宅又は公営住宅へ入居し自立を図る場合、民間支援団体を介して、家賃等の初期費用の助成を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容:家賃(2ヶ月以内)、敷金(3ヶ月以内)の補助 ②対象:支援民間団体 ③実績:1件

4 雇用の安定等(基本法第17条関係、条例第19条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	事業主等の理解の増進	労政・相談情報センターにおいて、犯罪被害者等を含め労働者と事業主との間で生じた労働問題に関し相談に応じるとともに、労働委員会等、個別労働関係紛争の解決機関におけるあっせんの紹介を行います。	雇用労働政策課	①内容:相談の受理。 ②対象:県民 ③実績:相談件数 1,714件、うち犯罪被害に関する相談0件。
(2)	二次的被害の防止に係る広報・啓発	事業主を対象として、二次的被害の防止に係る啓発を行うことにより、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者の理解を深めます。	県民生活・男女共同参画課	①内容:「二次的被害防止啓発リーフレット(7,000部)」をH30.6月に作成、雇用労働政策課主催のセミナーにおいて、二次的被害防止について説明、リーフレットの配布を行った。 ②対象:雇用主 ③日時:8月27日 ④実績:100名参加
			雇用労働政策課	①内容:厚労省作成パンフレットの配布 ②対象:県民 ③配布先:雇用労働政策課、各振興局窓口等

5 日常生活の支援(条例第15条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	性暴力被害者に係る病院等への付添い	安心して支援を受けることができるよう、性暴力被害者の希望に応じて、相談員が病院や警察などへの付添いを行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容:おおいた性暴力救援センター・すみれの相談員による病院や警察、弁護士相談等への付き添い ②対象:おおいた性暴力救援センター・すみれに相談した大分県内の居住者 ③実績:非公開
(2)	犯罪被害者等のための託児サービスの実施	裁判や病院への通院等に係る負担を軽減するため、就学前の子どもを養育する犯罪被害者等を対象として、託児サービスを実施します。	県民生活・男女共同参画課	①内容:「犯罪被害者等のための託児サービス実施要領、及び利用規則」の制定(4月1日)。犯罪被害者等の日常生活を支援するため、育児等により行政機関・裁判所・病院に通うことが困難な者を対象とした託児サービスを提供するもの。 ②対象:県内在住の犯罪被害者等で、以下に該当する者 ア)行政機関、裁判所、病院に通う必要がある者 イ)(公社)大分被害者支援センター等で相談を行う者 ③実施主体:大分県消費生活・男女共同参画プラザ ④期間中の取扱いなし。

(3)	「支援ノート」の作成・交付	各種手続や支援制度をわかりやすく掲載するとともに、犯罪被害者等が自身の気持ちや状況、支援の対応等を整理・記録できる「支援ノート」を作成し、希望する犯罪被害者等に交付します。	県民生活・男女共同参画課	①内容:「犯罪被害者等支援ノート『絆』」の作成 ②作成時期:平成31年2月22日 ③作成部数:200部 ④配布先:市町村、県警、(公社)大分被害者支援センター等の相談窓口配布し、犯罪被害者等に交付
-----	---------------	--	--------------	---

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等(基本法第14条関係、条例第16条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	PTSD治療可能な医療機関に関する情報提供の推進	犯罪被害者等に心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療ができる医療機関に関する情報を提供します。	障害福祉課	各保健所(部)にて必要に応じて、相談を受け付け情報を提供している。
(2)	高次脳機能障がい者への支援の充実	高次脳機能障がい者支援のための相談支援体制連絡調整委員会を設置し、支援拠点機関(医療機関2カ所)で高次脳機能障がい者への支援・相談を実施します。	障害福祉課	①内容:支援拠点機関(医療機関2カ所)で高次脳機能障がい者への支援・相談を実施している。 ②対象:高次脳機能障がい者 ③実績:累計相談件数1,456件(うち、犯罪被害者に関する相談不明) 内訳:諏訪の森病院(大分市)525件 別府リハビリテーション病院(別府市)931件
(3)	犯罪被害者等に対する心の相談の対応	こころとからだの相談支援センターにおいてこころの健康に関する講演、啓発、相談等を実施します。	障害福祉課	①内容:県民のこころの健康や病気に関する相談、精神障がい者の社会復帰のための支援、研修、講座、他機関への技術的支援 ②対象:県民、支援関係者・機関 ③方法:電話、面談(講演や啓発は実施していない) ④実績:相談延件数5,212件中16件 (犯罪被害関連:0件、DV関連:16件)
(4)	犯罪被害者に対するカウンセリングの充実	「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を踏まえ、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことによりその技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用して犯罪被害者に対するカウンセリングを実施します。	広報課(警) 捜査第一課(警)	①内容:性犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実 ②対象:性犯罪被害者 ③実績:公益社団法人大分被害者支援センターと連携し、被害者の同意の下、カウンセリング体制を構築している。また、その費用については、公費負担を行っている。
(5)	性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊に関する情報提供	緊急避妊を必要とする人が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、「おおいた妊娠ヘルプセンター」や保健所による情報提供を図ります。	健康づくり支援課	①内容:保健所への指導 ②実績:保健所への性犯罪被害に関する相談件数 0件 当課への相談件数 0件 ③その他:当課主催の会議で、おおいた妊娠ヘルプセンターや大分性暴力救援センターについて、保健所や市町村職員等へ情報提供 ④内容:おおいた妊娠ヘルプセンターによる相談対応 ⑤対象:望まない妊娠等の妊娠や、女性の心身の健康に関する相談者 ⑥実績:延べ相談件数380件(うち犯罪被害者に特化した相談件数1件) (内訳)電話255件、メール120件、面接5件
(6)	性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターによる支援	「おおいた性暴力救援センター・すみれ」において、関係機関との連携強化を図り、性暴力被害者をワンストップで受け止め、被害者に寄り添いながら、必要な支援を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容:おおいた性暴力救援センター・すみれを平成28年4月1日に開設した。 ②対象:性犯罪等被害者 ③実績:相談件数 221件 付添い支援 76件 経済的支援 14件

(7)	DV被害者に対する精神的支援	一時保護や緊急避難期を過ぎた被害者に、相談・交流の場を提供することにより、被害者の孤立を防ぎ、精神面の回復や自立につなげます。	県民生活・男女共同参画課	①内容:DV被害者に対するカウンセリング、情報提供、被害者の声の収集・ニーズの把握、交流会 ②対象:県民 ③実績:のべ20名
		DV被害者に対し、自立に向けたカウンセリングや心理的ケアを行うため、臨床心理士による無料カウンセリングを実施します。		①内容:月1回、臨床心理士による無料カウンセリングを開催 ②対象:県民 ③実績:のべ18件
(8)	児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等	児童相談所において24時間365日の電話等による相談対応を行います。	こども・家庭支援課	①内容:24時間365日子どもや子育てに関する悩みについて電話相談を受理している。 ②対象:県民 ③実績:電話相談受件数:3,198件 ④その他:児童相談所においては、緊急性の高い児童虐待に即時対応できるよう体制を整えている。
(9)	里親制度の充実	里親委託推進員等の配置、里親の養成・養育支援等の実施を通じて、里親制度の充実を図ります。	こども・家庭支援課	①内容:中央児童相談所に里親委託推進員を配置し、全県を対象とした里親募集説明会や里親認定研修を実施。 ②対象:県民 ③実績:里親募集説明会:33回開催 67組(88名参加) 新規里親登録数:17組
(10)	被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする犯罪被害者支援団体への紹介を行うほか、少年輔導職員等が臨床心理学の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなどの支援を継続的に実施します。	人身安全・少年課(警)	①内容:被害少年に対する継続的支援の実施。(保護者の同意を得たもの) ②対象:福祉犯の被害少年 ③目的:当該少年の再被害の防止 ④実績:期間中の取扱いなし
(11)	被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	市町村児童福祉主管課を通じて、学校、教育委員会と児童相談所等の連携強化を図ります。	こども・家庭支援課	①内容:各市町村の要保護児童対策地域協議会の実務者会議(定期連絡会)において、構成機関となっている自治体の教育委員会と情報共有を図っている。 ②実績:定期連絡会を市町村で毎月1回開催、児童相談所や教育委員会、警察等により要保護児童等について情報共有を行っている。 ※「犯罪被害を受けた児童」に特化した取り組みで無く、虐待や非行等も含めた「要保護児童等」の情報共有を行う。
	被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等	犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教員への教育相談対応研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。	教育人事課	【専門研修】 ①内容:教育相談対応研修「いじめ対応」(小・中) ②対象者:小・中の教職員 ③目的:いじめの対応に係る講義・演習を通して、生徒指導を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ④実績:(小・中)8月1日 受講者285名 ①内容:教育相談対応研修「いじめ対応・子どもの貧困問題」(高・特) ②対象者:高・特中の教職員 ③目的:いじめの対応に係る講義・演習を通して、生徒指導を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ④実績:(高)7月10日 受講者64名 【テーマ別研修】 ①内容:いじめ・不登校の未然防止と対応研修 ②対象者:全校種の教職員 ③目的:いじめ・不登校の未然防止に焦点をあてた講義・演習を通して、学校教育相談における実践的指導力の向上を図る。 ④実績:7月23日 受講者79名 ①内容:学校で生かせるカウンセリング研修 ②対象者:全校種の教職員 ③目的:いじめ・不登校の解決に焦点を当てたカウンセリング等の講義・演習を通して、学校教育相談の実践的指導力の向上を図る。 ④実績:8月28日 受講者56名 ①内容:不登校の子どもの理解と支援研修 ②対象者:全校種の教職員 ③目的:不登校の子どもの理解と校内外の支援体制づくりに係る講義・演習・研究協議を通して、学校での効果的な支援や校内支援体制の充実を図る。 ④実績:10月29日 受講者28名 【出前研修】 ①内容:出前研修(教育相談部)

(12)			<p>②対象者:公立小・中・高・特の教職員 ③目的:県内公立学校等の要請に応じ、学校における教育相談の推進に係る講義や演習を通して、教育相談及び校内支援体制の充実を図る。 ④実績: 4月 3日 宇佐産業科学高校 受講者 14名 4月 4日 大分鶴崎高校 受講者 48名 佐伯豊南高校 受講者 10名 4月 5日 別府翔青高校 受講者 45名 4月10日 大分商業高校 受講者 8名 4月16日 佐伯豊南高校 受講者 10名 +生徒200名 5月 1日 日田三隈高校 受講者 43名 6月15日 日田高校定時制 受講者 10名 6月19日 豊後大野市立千歳中学校 受講者4名+生徒7名 8月 6日 別府市中部中学校区小中連携教職員研修会 受講者120名 8月17日 別府市教育委員会 受講者 35名 8月22日 九重町立南山田小学校 受講者 13名 10月16日 大分県PTA連合会母親部会 受講者 18名(保護者) 11月27日 豊後大野市立千歳中学校 受講者3枚+生徒7名 12月 5日 中津市立深水小学校 受講者8名 12月11日 公立学校教頭会 受講者25名 2月12日 豊後大野市立千歳中学校 受講者4名+生徒7名 3月13日 佐伯市立渡町台小学校 受講者40名</p> <p>【派遣研修】 ①内容:不登校対応対策教員研修 ②対象者:小・中学校教諭 ③目的:教育センター教育相談部の相談機能を活用し、不登校児童生徒の理解や指導・支援に必要な専門的な知識や技法等の研修を行い、教育相談を行う専門職員としての資質能力の向上と実践的指導力の充実を図る。 ④実績:1年間 受講者4名</p>
			<p>①内容:健康教育研修会 ②日時:10月30日 ③演題:「チーム学校の中での養護教諭の役割を考える」講義・演習 ④対象:養護教諭、管理職、教諭、指導主事等 ⑤実績:受講者199名</p>
			<p>①内容:新規採用養護教諭研修・養護教諭フォローアップ研修・中堅教諭等資質向上研修(養護教諭) ②日時:7月27日 ③演題:「養護教諭の行う健康相談」講演と演習 ④対象:新規採用、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭 ⑤実績:受講者41名</p>
		<p>県内の小・中・高等学校等へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の心の解決に向けて、学校における相談体制の充実に努めます。さらに、犯罪被害者等である児童生徒及び保護者へ適切な対応ができるよう教職員とスクールカウンセラー等の専門スタッフや関係機関との積極的な連携に努めます。</p>	<p>①配置状況(県下に86名のスクールカウンセラーを各学校に配置): 小学校 255校/255校配置(100%) 中学校 125校/125校配置(100%) 県立学校 28校/60校配置(46.7%) ②相談状況: 大分県生徒指導支援チームを活用した相談 支援件数16件内、被害者支援にかかる件数2件</p>
(13)	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	犯罪被害者等の受診情報の保護・流出防止について、医療機関への周知を図ります。	<p>①内容:医療法第25条第1項の規程に基づく立入検査の際に、個人情報に関して適切に管理するよう指導した。 ②対象:医療機関</p>

2 安全確保の充実(基本法第15条関係、条例第17条関係)

施策項目	推進指針	担当課	【平成30年度実績】
			具体的取組
再被害防止措置の推進	<p>同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、犯罪被害者に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領及び自主警戒の方法について教示するなどして、再被害防止の措置を推進します。</p>	<p>刑事企画課 (警)</p>	<p>①内容:再被害防止措置の推進 ②対象:刑事施設等 ③実績:警察と刑事施設等との連携を強化し、相互に連携をとる仕組みを構築している。期間中の再被害防止措置の新規指定なし</p>

(1)		再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、逮捕状の請求に当たり犯罪被害者の個人情報に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努めます。	刑事企画課 (警)	①内容:再被害防止措置の推進。 ②対象:検察庁等 ③実績:関係機関が相互に連携して情報共有を行い、再被害のおそれがある被害者等の住所、氏名等を秘匿により令状請求を実施。
		子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からその前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を行い、その際必要に応じて、当該出所者の同意を得た上で面談を行います。また、検察庁、刑務所、地方更正保護委員会その他の関係機関・団体との連携に努め、子どもを対象とする暴力的性犯罪の前歴を有する者の再犯を防止します。	人身安全・少年課(警)	①内容:児童虐待事案における児童相談所との連携。 ②対象:虐待被害児童 ③実績:安全確保のために児童相談所へ通告、緊急を要するものについては一時保護を要請する。また、通告後の措置についても児童相談所と情報共有を行う。
(2)	犯罪被害者に関する情報の保護	犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者の意見と、報道の自由、国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮するものとします。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。	広報課(警)	①内容:犯罪被害者等の心情に配慮した報道発表の実施。 ②対象:犯罪被害者等 ③実績:発生した事案ごとに報道発表の必要性を検討し、犯罪被害者等のプライバシー、公益性、捜査への影響等に配慮し、随時適切な報道発表を実施した。
			捜査第二課 (警)	該当なし
(3)	保護対策の推進	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。	組織犯罪対策課(警)	①内容:株式会社大林組に対する不当要求防止に関する講話の開催。 ②日時:7月5日 ③場所:大分市大津町 大分県総合社会福祉会館 ④実績:大林組社員等40名 ①内容:暴力団の不当要求に関する責任者講習の実施 ②対象:各事業所責任者 ③実績:受講者人数2,056名 県下警察署等において46回講習開催 ①内容:その他企業対象・行政暴力対策の推進 ②対象:県内企業 ③実績:県下5企業から依頼あり。株主総会における警戒。
(4)	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	DV被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等を保護し、これらの者の再被害を防止するため、婦人相談所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等との連携を充実させます。	人身安全・少年課(警)	①内容:対象者への定期的な面会等の実施。 ②対象:再犯防止措置対象者 ③実績:管轄警察署に対して対象者への定期的な面会等を実施させた。
		学校を始めとする関係機関・団体との連絡体制や要保護児童対策地域協議会等の組織を活用するほか、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図ります。		①内容:児童虐待事案における児童相談所との連携。 ②対象:虐待被害児童 ③実績:安全確保のために児童相談所へ通告、緊急を要するものについては一時保護を要請する。また、通告後の措置についても児童相談所と情報共有を行う。
	DV被害者の安全確保の強化	被害者が女性である場合、必要に応じ、婦人相談所での一時保護を実施します。	子ども・家庭支援課	①内容:一時保護 ②対象:保護対象女性 ③実績:(DV被害者)50名(同伴児・者)41名 【その他の者からの暴力被害者】3名(同伴児・者)0名

(5)	民間団体が設置するDV被害者等を一時保護するための施設(シェルター)の運営に要する経費を助成し、保護の充実を図ります。	県民生活・男女共同参画課	①内容:シェルター用住宅の家賃等及び入所者に対する同行支援の件費等の助成 ②対象:支援民間団体 ③実績:3件
	DV被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるように、適切な情報提供や助言に努めます。	こども・家庭支援課	①内容:助言 ②対象:来所相談者及び保護対象女性 ③実績:16件
		県民生活・男女共同参画課	①内容:DV被害者が更なる暴力により生命や身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときに、被害者が裁判所に保護命令を申立てる際、地方裁判所の請求に基づく書面等を提出する。 ②対象:県民 ③実績:3件
	「DV被害者支援関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討の実施などを通じ実効性のある連携を図ります。	県民生活・男女共同参画課	①内容:支援に関わる関係機関の連携協力体制強化を図るため情報交換を行った。 ②対象:配偶者暴力相談支援センター(アイネス・婦人相談所職員)、警察、法務局、裁判所、年金機構等職員、民間支援団体 ③日時:7月19日 ④実績:21名参加
	配偶者暴力相談支援センターと警察本部による「DV関係機関連絡会議」を開催し、連絡調整、課題協議等を行うとともに連携強化を図ります。	県民生活・男女共同参画課	①内容:相互の事業についての情報交換を行った。 ②対象:配偶者暴力相談支援センター(アイネス・婦人相談所職員)、警察 ③日時:4月20日、10月31日 ④実績:8名参加(4月)、5名参加(10月)
(6)	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組	地域課(警)	①内容:生活安全課(警察署)との連携 ②対象:援助要請事案 ③実績:業務主管課である生活安全課(警察署)と連携し、任務分担に従った対応を図った。
			①内容:児童虐待事案の着眼点等について、執務資料を发出し、部内教養を実施する。 ②対象:警察職員 ③実績:児童虐待事案の着眼点等について、部内教養を実施し、児童虐待事案の早期発見を促すとともに、児童相談所と連携した被害児童の早期保護に努めた。
		人身安全・少年課(警)	①内容:児童虐待防止法第10条に基づく援助要請を児童相談所から受け、児童相談所と警察署が連携し、被害児童の保護に努めた。 ②目的:被害児童の安全の確保 ③実績:児童相談所職員の業務が適切に行われるよう援助を行った。
			①内容:児童虐待事案の適切な事件化と被害児童の支援。 ②目的:児童虐待事案の発生抑止 ③実績:児童虐待事件等検挙件数12件(平成30年中)
		捜査第一課(警)	①内容:児童虐待事案認知時の適切な事件対応 ②対象:被害児童等 ③実績:被害状況等に応じて被疑者を早期に検挙し、更なる被害を防止した。
	市町村要保護児童対策地域協議会の設置や実務者会議の開催による情報共有、支援協議等の取組を進めます。	こども・家庭支援課	【市町村要保護児童対策地域協議会】 ①内容:市町村要保護児童対策地域協議会の設置及び実務者会議を開催。県と市による共同管理台帳を作成し、児童相談所、警察学校等関係機関と情報共有・進行管理を行っている。 ②実績:共同管理台帳登録件数 2,243件(H31.3月時点) 定期連絡会開催回数 226回 ※要保護児童対策地域協議会は、犯罪被害者に特化した取組でなく、より幅広い「要保護児童等」が対象。実務者会議には、児童相談所が必ず参加し、個別ケースに対する助言等も実施。 【大分県要保護児童対策地域協議会】 ①内容:大分県要保護児童対策地域協議会の設置及び運営 ②対象:市町村、医療機関、福祉及び教育等の関係機関等 ③実績:平成30年度は代表者会議(1回)を開催。 日時:11月9日 参加者72名
	児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施 大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会において、重大事例等の検証を実施します。		30年度は児童虐待による死亡事例がないため、取組なし。

3 保護、捜査、公判における配慮の充実等(基本法第19条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	職員等に対する研修の充実等	採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、犯罪被害者支援団体との連携要領に関する教養を行います。	広報課(警)	①内容: 犯罪被害者支援連絡協議会、犯罪被害者等による講演会、犯罪被害者支援専科等。 ②対象: 警察職員 ③実績: 犯罪被害者等による講演の聴講などにより、犯罪被害者等の心情や個々の特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養を実施した。
		犯罪被害者の講演を組み込むなど、犯罪被害者への適切な対応を確実にするための教養の充実を図り、犯罪被害者の二次的被害の防止に努めます。		
		性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者に係る教養の実施に配慮します。また、配偶者等からの暴力事案への対処、被害児童の心情に配慮した聴取等の専門的な技能の向上に努めます。	人身安全・少年課(警)	①内容: 警察署員に対する教養 ②対象: 性犯罪や児童虐待、DV事案等を担当する警察官 ③実績: 人身安全関連事案専科、生活安全任用専科等にて教養を実施
			捜査第一課(警)	①内容: 教養の実施 ②対象: 性犯罪指定捜査員及び各署の捜査担当者等 ③実績: 捜査員等67名に対する教養実施
		児童福祉司任用後研修、警察と児童相談所との連携強化研修を実施します。	こども・家庭支援課	【児童相談所職員】 ①内容: 児童福祉司任用前研修 ②対象: 児童相談所職員 ③目的: 専門職員を養成し、住民ニーズに応じた支援の充実を図る。 ④実績: 3日間実施、修了者9名 ①内容: 児童福祉司任用後研修 ②対象: 児童相談所職員 ③目的: 専門職員を養成し、住民ニーズに応じた支援の充実を図る。 ④実績: 23回実施、修了者25名 ①内容: 警察と児童相談所の合同研修会 ②対象: 児童相談所職員、警察官 ③目的: 虐待対応合同演習 ④実績: 11月19日 参加者45名 ①内容: 県弁護士会と児童相談所の勉強会 ②対象: 児童相談所職員、県弁護士会登録弁護士(希望者) ③目的: 児童相談所と弁護士の連携により支援の充実を図る。 ④実績: 6月1日 参加者65名 【市町村等児童相談関係職員】 ①内容: 市町村要保護児童対策調整機関職員研修を開催 ②対象: 市町村職員 ③目的: 専門職員を養成し、住民ニーズに応じた支援の充実を図る。 ④実績: 4日間実施、修了者17名 ①内容: 市町村保健師と児童相談所の連携強化研修 ②対象: 市町村職員(保健師) ③目的: 児童虐待への対応や社会的養護への理解、相互の連携強化 ④実績: 1回開催、34名参加
	配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談従事者に対し、相談員としての資質向上を図るための研修会等を実施します。	県民生活・男女共同参画課	①内容: 相談員等研修の実施初任者研修 ②対象: 相談員等 ③日時: 5月24日 ④実績: 41名参加 ①内容: ブロック研修 ②対象: 相談員、民生委員・児童委員、市町村職員、保健師、警察等 ③日時: 10月15日、23日、30日 ④実績: 延べ98名参加 ①内容: 中堅者研修 ②対象: 相談員等 ③日時: 2月14日 ④実績: 98名参加	

			県民生活・男女共同参画課	①内容:相談員スーパービジョンの実施 ②対象:県、市町村相談員等 ③日時:12月21日(女性相談)、1月23日(女性・男性相談) ④実績:13名(12月)、12名(1月女性相談)、7名(1月男性相談)参加
(2)	性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等	性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進し、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するために性犯罪捜査指導官を設置します。	捜査第一課(警)	①内容:捜査第一課に性犯罪特捜班を設置し、県下の性犯罪捜査を適正かつ協力で推進した。 ②実績:警視1名を性犯罪捜査指導官に指定
		性犯罪被害者の身体からの資料採取の際における女性警察官の活用を図るほか、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする犯罪被害者支援団体との連携強化に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。	捜査第一課(警)	①内容:適切な証拠の採取 ②対象:資料採取を行う医療機関 ③実績:各警察署に性犯罪で使用する証拠資料採取キットを配備し、随時採取方法を教示しながら証拠採取を行った。
(3)	被害児童からの事情聴取における配慮	児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことを積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たって聴取の場所、回数、方法を考慮するなど、被害児童に配慮した取組を進めます。	広報課(警)	①内容:被害児童等の心情や特性に配慮した事情聴取 ②対象:被害児童等 ③実績:児童を被害者とする事案における関係機関との緊密な連携と当該児童からの事情聴取場所、回数、方法等の配慮を行っている。
			人身安全・少年課(警)	①内容:事案認知時に、児童相談所の担当者と連携を密にし、検察庁と代表者聴取等の協議等を行った。 ②対象:児童相談所、検察庁 ③実績:関係機関の三者協議を積極的に行い、被害児童に負担をかけない代表者聴取を行った。
(4)	犯罪被害者等のための施設等の環境整備及び活用	被害者支援用車両の活用を図るほか、事情聴取場所等を犯罪被害者の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、これらの施設等の環境整備を図ります。	広報課(警)	①内容:事情聴取場所の選定等、犯罪被害者等に対する配慮。 ②対象:犯罪被害者等 ③実績:犯罪被害者等に対する事情聴取等については、各警察署の応接室や相談室又はこれに準ずる施設で実施し、犯罪被害者に対する配慮を図っている。
			刑事企画課(警)	①内容:事情聴取場所の選定、犯罪被害者の心情への配慮 ②対象:警察職員 ③実績:犯罪被害者等に説明を行うときは、犯罪被害者用の事情聴取室等の利用などの犯罪被害者等の心情に配慮した対応を指導
			捜査第一課(警)	①内容:犯罪被害者等を衆目に晒さないための対応 ②対象:犯罪被害者等 ③実績:被害者の心情に配慮して事情聴取場所を選定した。

第3 刑事手続への関与と拡充への取組(基本法第18条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	告訴・告発、被害届等の適切な受理	告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものであるものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努めるなど、犯罪被害者の立場に立って適切に対応します。	捜査第二課(警)	①内容:告訴・告発の認知段階又は被害者の受理段階から本部に報告し、適切な処理等を指示。 ②対象:各警察署 ③実績:各警察署が、告訴・告発又は被害届を受理した段階から本部に報告し、適切な処理を実施している。
			交通指導課(警)	①内容:「告訴に関する教示書」を作成し、周知徹底を図った。 ②実績:被害者の不安を払拭。自転車事故(過失傷害)の告訴等の取扱いについて、被害者の確実な理解を得よう努めている。
		刑事企画課(警)	犯罪としての立件措置の可否の問題とは別に、当該事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止を検討するとともに、捜査担当以外の部門や他の機関での対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど、必要な措置を講じます。	①内容:告訴・告発の認知(相談)段階又は被害者からの受理段階から、本部に報告。事案内容に応じて積極的に他機関への引継ぎを指示。 ②対象:各警察署 ③実績:各警察署は、告訴・告発又は被害届を受理した段階から本部に報告し、適切な処理を実施している。

(2)	医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう証拠の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、警察への被害申告を躊躇(ちゆう)躇(ちよ)している間に証拠が滅失することのないよう努めます。 性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供します。	捜査第一課(警)	①内容:医療機関受診時の資料採取と証拠化 ②対象:医療機関 ③実績:医師等と連携し、被害者の負担を軽減しつつ適切に証拠資料を採取した。
(3)	刑事の手続等に関する情報提供の充実	犯罪被害者の意見・要望を踏まえ、「被害者の手引き」に関係機関・団体による犯罪被害者のための制度を追加するなど、その内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、犯罪被害者への早期の提供に努めます。 外国語版の「被害者の手引」を作成するとともに、外国人対象の防犯教室や自治体の外国人向けの広報誌等を通じて、警察の犯罪被害者支援施策について周知を図ります。	地域課(警) 刑事企画課(警) 交通指導課(警) 刑事企画課(警) 交通指導課(警)	①内容:犯罪被害者の要望を確認し、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を実施 ②実績:1件1名の実績あり(大分中央警察署 強わい被害者24歳:女性 南大分交番で約2ヶ月間の訪問・連絡活動実施) ①内容:「被害者の手引き」に関係機関による支援内容・連絡先等を記載しており、捜査の初期段階において同手引きを配布している。 ②実績:配布数197件 ①内容:ひき逃げ事件、死亡事故、重傷事故(3ヶ月以上)等の被害者または遺族に対する被害者支援リーフレット「交通事故に遭われた方とその家族のために」の配布及び刑事手続き、保険制度等の情報提供 ②目的:被害者や遺族等が抱える不安を払拭 ①内容:英語、中国語、韓国語版の「被害者の手引き」を準備。また必要時は部内通訳者等を活用し確実な説明を行うこととしている。 ②実績:期間中の配布数1件 ①内容:ひき逃げ事件、死亡事故、重傷事故(3ヶ月以上)等の被害者または遺族に対する被害者支援リーフレット「交通事故に遭われた方とその家族のために」の配布及び刑事手続き、保険制度等の情報提供 ②目的:外国人被害者等の二次的被害の軽減、防止 ③実績:2件
(4)	司法解剖等に関する遺族への適切な説明等	検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。	捜査第一課(警)	①内容:司法解剖等に関する遺族への適切な説明 ②対象:遺族等 ③実績:解剖を行うに際して、その必要性等を遺族に分かりやすく説明して理解と協力を得た。
(5)	犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分	検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者と協議し、その意向を踏まえた上で返却し、又は処分するよう努めます。	刑事企画課(警)	①内容:適正な保管管理及び捜査幹部による証拠品の吟味の徹底。 ②目的:幹部において必要性を速やかに判断し、留置の必要がなくなった証拠物件については、検察庁と連携して早期の還付手続きを実施。 ③実績:遅延無し。
(6)	捜査に関する適切な情報提供等	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者の要望に応じて捜査状況等の情報を提供できるよう努めます。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講じます。 被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者の状況やニーズのうち、他の行政機関及び犯罪被害者支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者の同意を得て情報提供するなど、犯罪被害者の支援の必要に応じ、関係機関・団体との連携を図ります。	刑事企画課(警) 刑事企画課(警)	①内容:被害者の要望、心情等に配慮して、捜査状況、被疑者の検挙及び処分状況等の連絡を実施。その際、捜査を担当する警察署の捜査員を被害者連絡担当係に、課長を被害者連絡責任者に指定し、被害者連絡が確実に行われるようにしている。 ②実績:199件 ①内容:被害者連絡等を通じた状況による早期援助団体に対する情報提供等の実施 ②対象:犯罪被害者等 ③実績:早期援助団体に対する情報提供の実施14件(平成30年中)

(7)	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進	重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めます。	交通指導課 (警)	①内容: 被害者等の心情に配慮した適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進 ②詳細: 特定事故事件・指導対象事故事件への交通事故事件捜査統括官・交通事故鑑識官の全件臨場 ③実績: 事犯の真相解明のための現場指揮と適正捜査に従事する捜査員の育成を実施している。
		被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者の心情に配慮した取組を推進し、交通事故被害者の負担軽減を図ります。	交通指導課 (警)	①内容: 被害者連絡調整官等の適切な運用及び簡略化した捜査書類の的確な運用等 ②対象: 交通事故被害者等 ③実績: 被害者の心情に配慮した取組を推進し、精神的な負担の軽減を図っている。

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報提供の充実強化(基本法第11条関係、条例第13条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	市町村における総合的対応窓口の体制強化等の促進	各市町村に設置されている総合的対応窓口について県のホームページに掲載するなど情報提供を行います。	県民生活・男女共同参画課	県HPにて掲載している http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/hanzaihigaisha2.html
		一次的な相談窓口である市町村の職員を対象に、窓口の機能の強化を図ることを目的とした研修を実施します。		①内容: 市町村窓口強化研修 ②日時: 8月29日 ③対象: 市町村の窓口担当職員等 ④参加者: 全市町村から59名
		犯罪被害者等支援ハンドブックを改定し、市町村総合的対応窓口へ配布するとともに、県ホームページに掲載します。		「犯罪被害者等支援ハンドブック」未改定 県HP未掲載
		DV被害者の緊急時の安全確保や自立に向けた継続的な支援が行えるよう、市町村に対して、配偶者暴力相談支援センターの設置を要請するとともに、必要な情報の提供や助言に努めます。		①内容: 市町村DV行政主幹課長及び担当者研修会 ②対象: 各市町村DV行政主幹課長、担当者 ③日時: 4月20日 ④実績: 43名参加
(2)	性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターによる支援	「おおいた性暴力救援センター・すみれ」において、関係機関との連携強化を図り、性暴力被害者をワンストップで受け止め、被害者に寄り添いながら、必要な支援を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容: おおいた性暴力救援センター・すみれを平成28年4月1日に開設した。 ②対象: 性犯罪等被害者 ③実績: 相談件数 221件 付添い支援 76件 経済的支援 14件
(3)	医療機関における性犯罪・性暴力被害者への対応の整備	「おおいた性暴力救援センター・すみれ」の提携病院や協力病院の医師、看護師等をはじめ、医療関係者に対して、性暴力被害者支援に関する研修への参加を要請します。	県民生活・男女共同参画課	①内容: 性暴力被害者支援員等研修の開催案内を通知した。 ②対象: 県内医療機関15件 ③実績: 1月31日、2月21日の2日間開催。

(4)	性犯罪・性暴力被害に遭った児童生徒への対応の充実	性犯罪・性暴力被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、教職員とスクールカウンセラー等の専門スタッフが連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携に努めます。	学校安全・安心支援課	①配置状況(県下に86名のスクールカウンセラーを各学校に配置): 小学校 255校/255校配置(100%) 中学校 125校/125校配置(100%) 県立学校 28校/60校配置(46.7%) ②相談状況: 大分県生徒指導支援チームを活用した相談 支援件数16件内、被害者支援にかかる件数2件
		24時間子供SOSダイヤルや民間の犯罪被害者支援団体について、児童生徒や関係者に周知を図るよう努めます。		①内容:24時間子供SOSダイヤルの運用 ②実績:320件(うち犯罪被害にかかるものなし) ①内容:24時間子供SOSダイヤルの周知広報カードの配布 ②対象:県下公立の小学校4年生～高校3年生まで全学年に配布
		被害児童生徒の相談等に対し適切な対応ができるよう、「性に関する指導の手引き」を活用し、教職員の対応能力の向上を図ります。	体育保健課	①内容:性に関する指導についての研修会 ②日時:11月16日 ③演題:「子どもたちの性の健康を育むために-理論と実践の紹介-」講演と演習 ④対象:養護教諭、管理職、教諭、指導主事等 ⑤実績:受講者82名 平成28年度に県内小・中学校、高等学校、特別支援学校に配布した「性に関する指導の手引き」の活用 ①内容:性に関する指導についての研修会 ②日時:11月16日 ③対象:養護教諭、管理職、教諭、指導主事等 ④目的:手引きの活用の仕方の周知 ⑤実績:受講者82名
(5)	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	性犯罪被害者の相談窓口に関する広報、女性警察官が配置されている警察署の刑事課、交番等の効果的運用等により、性犯罪被害者が情報を入力する際の利便性の拡大に努めます。	広報課(警)	①内容:手引の確実な配付と適切な説明の実施。 ②対象:性犯罪被害者 ③実績:対象事案認知時に、被害者に対して手引を配布するとともに適切な説明を行っている。
			地域課(警)	①内容:関係機関・団体に関する情報提供と確実な引継ぎ、女性警察官の効果的運用 ②実績:各種活動を通じ、関係機関・団体に関する情報提供を実施するとともに、必要時には確実な引継ぎを実施。取扱いの多い交番や本部地域課鉄道警察隊への女性警察官配置 ①内容:女性警察官の効果的運用 ②実績:取扱いの多い交番、本部地域課鉄道警察隊に女性警察官を配置
			捜査第一課(警)	①内容:女性警察官の性犯罪指定捜査員への指定 ②対象:女性警察官 ③実績:県下21名の女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定した。
		事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容等を十分に説明し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努めます。	広報課(警)	①内容:犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人大分被害者支援センターへ情報提供を行う。 ②対象:性犯罪被害者 ③実績:8件(平成30年中)
			捜査第一課(警)	①内容:関係機関・団体との連携 ②実績:事件化の有無にかかわらず、被害申告や相談受理当初に被害者支援に関する制度等を教示し、被害者が早期に支援を受けられるよう配慮した。
(6)	警察における相談体制の充実等	全国統一の相談専用電話「#9110」のほか、「性犯罪110番」、少年相談に関する相談窓口等個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性職員の配置、交通事故被害者からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。	捜査第一課(警)	①内容:性犯罪被害者から相談等を受理できる警察官の養成 ②実績:女性警察官1名を配置して対応した。
		犯罪被害者の住所地のいかなを問わず、あるいは匿名であるか実名であるかにかかわらず、相談に応じるとともに、犯罪被害者の要望に応じて、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応を行います。	広報課(警)	①内容:警察安全相談(総合相談、生活安全相談、悪質商法相談)、性犯罪被害相談電話(全国統一#8103)、大分っ子フレンドリーサポートセンター(非行、いじめ、家庭教育などに関する悩み)、暴力相談(暴力団、暴力事犯、暴力情報に関するもの)、覚せい剤相談(麻薬、覚せい剤の通報、相談)等相談体制の充実を図った上、犯罪被害者の住所地のいかなを問わず、あるいは匿名であるか実名であるかにかかわらず、相談を受理し犯罪被害者の要望に応じて、大分県犯罪被害者等支援連絡協議会等の関係機関・団体に関する情報提供や引継ぎを行っている。 ②実績:総相談件数21,079(平成30年中)

		暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、これら事件の早期の認知・検挙に努め、被害者を早期に保護します。	組織犯罪対策課(警)	①内容:暴力相談電話、薬物相談電話、けん銃匿名通報電話を設置している。 ②実績:相談活動の充実を図っている。
		性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては、当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進します。	捜査第一課(警)	①内容:被害者感情に沿った対応 ②実績:被害申告を受けて事情聴取するに際し、対応警察官の性別に関する被害者の要望を確認した上で、被害者の意向に沿った対応を行った。即座に希望する性別の警察官が対応できない場合は、被害者に事情を説明した上、担当警察官への引き継ぎを徹底し、後刻事情聴取を行うなどした。また、聴取に当たっては、被害者が衆目に晒されないよう日時場所に配慮した。
(7)	指定被害者支援要員制度の活用	事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言等を行ったり、カウンセラー、弁護士会、犯罪被害者支援団体等を紹介するとともに、これらへの引き継ぎを実施したりするなどの役割を果たす指定被害者支援要員制度の積極的活用を図るとともに、指定被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための教養の充実に努めます。	広報課(警)	①内容:指定被害者支援要員制度の適切な運用。 ②対象:警察職員 ③実績:犯罪被害者支援担当者会議、犯罪被害者支援専科等各種会議、研修会等において、指示、教養を実施した。また、犯罪発生からの即報体制を確立し、被害直後からの総合的、横断的な支援活動の促進に努めている。
		多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、指定被害者支援要員を必要に応じて迅速に集中運用するためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者支援担当部門と捜査部門との連携強化を図ります。	広報課(警)	①内容:指定被害者支援要員の適切な運用 ②対象:指定被害者支援要員 ③実績:想定事案につき犯罪被害者支援部門と捜査部門との連携を図っている。
(8)	ストーカー事案及びDV事案への適切な対応	被害者に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、検挙措置等により加害者を隔離することを最初に検討し、被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進します。	人身安全・少年課(警)	①内容:被害者の安全確保の推進 ②対象:該当事案に対応する警察官 ③実績:事案発生時の都度、署と本部と連携した組織的な対応を推進
		「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)を踏まえ、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する情報提供等、ストーカー予防のための教育等、加害者に関する取組の推進に取り組みます。		①内容:ストーカー事案に対応する体制等の確立 ②対象:該当事案に対応する警察官 ③実績:本部、署に担当係で構成された体制を確立、ホテル宿泊代公費負担による一時避難先の確保、110番登録の推進、ストーカー加害者に対する精神医学的、心理学的アプローチの実施 関係機関との連携等
	DVに関する相談体制の充実	消費生活・男女共同参画プラザにおける女性総合相談、男性総合相談、県民相談で潜在的なDV相談者の早期発見に努めます。	県民生活・男女共同参画課	①内容:専門の相談員(女性相談員3名、男性相談員1名)が様々な問題や悩みに対応している。 ②対象:県民 ③受付時間:月～金9:00～16:30(土日祝、年末年始除く) ④実績:女性総合相談1,433件、男性総合相談54件、県民相談268件
		配偶者暴力相談支援センターでの相談、被害者の自立のための各種制度利用等に関する情報提供を実施します。	子ども・家庭支援課	①内容:情報提供の実施 ②対象:県民 ③実績:相談受付件数(婦人相談所分) 332件 ①内容:県内ブロック別ケース検討及び意見交換会(5ブロック)(7月～8月)の実施 ②対象:DV被害者保護関係機関 ③実績:70名参加(7月～8月)
			県民生活・男女共同参画課	①内容:専門の相談員(女性相談員3名、男性相談員1名)がDV相談に対応している。 ②対象:県民 ③受付時間:月～金9:00～16:30(土日祝、年末年始除く) ④実績:DV相談83件

(9)		被害者が抱える法律問題について、専門的助言を行うため、弁護士による無料法律相談を実施します。	子ども・家庭支援課	①内容:法律相談の実施 ②対象:県民 ③実績:相談受付件数(婦人相談所分) 16件
			県民生活・男女共同参画課	①内容:月に1回弁護士が無料相談会を開き専門的助言(弁護士費用、婚費、親権、養育、財産分与、離婚後の生活費)を行っている。 ②対象:県民 ③実績:12件
			高齢者福祉課	①内容:高齢者虐待の困難事例に対する社会福祉士による専門電話相談 ②対象:市町村職員、地域包括支援センター職員 ③日時:平日午前9時から午後5時まで ④目的:市町村や地域包括支援センターにおける高齢者虐待の困難事例に対して、専門スタッフによる電話相談窓口を設置し、助言を行うことで、高齢者虐待の防止と権利擁護の推進を図る。 ⑤実績:相談件数52回
			障害福祉課	①内容:障がい者虐待防止対策連携会議の開催 ②対象:市町村職員、県警、労働局 ③日時:6月14日(金) ④詳細:県内の虐待事例について、事実確認までの流れの確認等
			県民生活・男女共同参画課	①内容:ブロック研修 ②対象:相談員、民生委員・児童委員、市町村職員、保健師、警察等 ③日時:10月15日、23日、30日 ④実績:延べ98名参加
(10)	被害少年等が相談しやすい環境の整備	生活安全部人身安全・少年課大分っ子フレンドリーサポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をします。	人身安全・少年課(警)	①内容:大分っ子フレンドリーサポートセンター(非行、いじめ、家庭教育などに関する悩み)の電話相談等相談体制の充実を図っている。また、関係機関に対する情報提供、確実な引継ぎの実施に努めている。
			人身安全・少年課(警)	①内容:少年相談に関する相談窓口として「ヤングテレホン」を設置し、少年に関する相談を受理している。 ②対象:被害少年の相談を認知した場合。 ③実績:ヤングテレホンを本部人身安全・少年課1台、各警察署1台ずつ計16箇所。
	教育委員会及び学校における相談体制の充実等	犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教員への教育相談対応研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。	教育人事課	【専門研修】 ①内容:教育相談対応研修「いじめ対応」(小・中) ②対象者:小・中の教職員 ③目的:いじめの対応に係る講義・演習を通して、生徒指導を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ④実績:(小・中)8月1日 受講者285名 ①内容:教育相談対応研修「いじめ対応・子どもの貧困問題」(高・特) ②対象者:高・特中の教職員 ③目的:いじめの対応に係る講義・演習を通して、生徒指導を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ④実績:(高)7月10日 受講者64名 【テーマ別研修】 ①内容:いじめ・不登校の未然防止と対応研修 ②対象者:全校種の教職員 ③目的:いじめ・不登校の未然防止に焦点をあてた講義・演習を通して、学校教育相談における実践的指導力の向上を図る。 ④実績:7月23日 受講者79名 ①内容:学校で生かせるカウンセリング研修 ②対象者:全校種の教職員 ③目的:いじめ・不登校の解決に焦点を当てたカウンセリング等の講義・演習を通して、学校教育相談の実践的指導力の向上を図る。 ④実績:8月28日 受講者56名 ①内容:不登校の子どもの理解と支援研修 ②対象者:全校種の教職員 ③目的:不登校の子どもの理解と校内外の支援体制づくりに係る講義・演習・研究協議を通して、学校での効果的な支援や校内支援体制の充実を図る。 ④実績:10月29日 受講者28名 【出前研修】 ①内容:出前研修(教育相談部)

(11)			<p>②対象者：公立小・中・高・特の教職員 ③目的：県内公立学校等の要請に応じ、学校における教育相談の推進に係る講義や演習を通して、教育相談及び校内支援体制の充実を図る。 ④実績：4月3日 宇佐産業科学高校 受講者 14名 4月4日 大分鶴崎高校 受講者 48名 佐伯豊南高校 受講者 10名 4月5日 別府翔青高校 受講者 45名 4月10日 大分商業高校 受講者 8名 4月16日 佐伯豊南高校 受講者 10名 十生徒200名 5月1日 日田三隈高校 受講者 43名 6月15日 日田高校定時制 受講者 10名 6月19日 豊後大野市立千歳中学校 受講者4名十生徒7名 8月6日 別府市中部中学校区小中連携教職員研修会 受講者120名 8月17日 別府市教育委員会 受講者 35名 8月22日 九重町立南山田小学校 受講者 13名 10月16日 大分県PTA連合会母親部会 受講者 18名(保護者) 11月27日 豊後大野市立千歳中学校 受講者3枚十生徒7名 12月5日 中津市立深水小学校 受講者8名 12月11日 公立学校教頭会 受講者25名 2月12日 豊後大野市立千歳中学校 受講者4名十生徒7名 3月13日 佐伯市立渡町台小学校 受講者40名</p> <p>【派遣研修】 ①内容：不登校対応対策教員研修 ②対象者：小・中学校教諭 ③目的：教育センター教育相談部の相談機能を活用し、不登校児童生徒の理解や指導・支援に必要な専門的な知識や技法等の研修を行い、教育相談を行う専門職員としての資質能力の向上と実践的指導力の充実を図る。 ④実績：1年間 受講者4名</p>
			<p>①内容：健康教育研修会 ②日時：10月30日 ③演題：「チーム学校の中での養護教諭の役割を考える」講義・演習 ④対象：養護教諭、管理職、教諭、指導主事等 ⑤実績：受講者199名</p> <p>①内容：新規採用養護教諭研修・養護教諭フォローアップ研修・中堅教諭等資質向上研修(養護教諭) ②日時：7月27日 ③演題：「養護教諭の行う健康相談」講演と演習 ④対象：新規採用、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭 ⑤実績：受講者41名</p>
		<p>県内の小・中・高等学校等へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の心の解決に向けて、学校における相談体制の充実に努めます。さらに、犯罪被害者等である児童生徒及び保護者へ適切な対応ができるよう教職員とスクールカウンセラー等の専門スタッフや関係機関との積極的な連携に努めます。</p>	<p>①配置状況(県下に86名のスクールカウンセラーを各学校に配置)： 小学校 255校/255校配置(100%) 中学校 125校/125校配置(100%) 県立学校 28校/60校配置(46.7%) ②相談状況： 大分県生徒指導支援チームを活用した相談 支援件数16件内、被害者支援にかかる件数2件</p>
(12)	<p>犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進</p>	<p>必要に応じ、児童相談所での心理ケア等を実施します。</p>	<p>①内容：児童相談所において、適宜、必要に応じて心理的ケアを行っている。 ②対象：本人及び保護者 ③実績：必要に応じ、カウンセリングや心理療法等を適宜・適切に実施。 ※児童相談所では、「犯罪被害児」であるか否かの判断は行ってない。また、犯罪被害児に特化した取組は行ってないため、具体的な取組実績の提示は困難である。</p>
(13)	<p>医療機関等との連携・協力及び情報提供の充実・強化</p>	<p>医療に関する患者等からの相談等に対応する「医療安全支援センター」について、その周知を図るとともに、関係機関との連携強化など相談支援体制の充実に努めます。</p>	<p>・県庁ホームページにおいて、医療安全支援センターについて周知 URL→http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/anzen-2014-2.html ・大分県医療安全推進協議会を開催(H31.3.13)し、相談業務等の方針を検討するとともに、医療安全推進方策を協議した。 ・医療安全支援センターカンファレンスを毎月開催し、相談情報の共有やセンター機能の質の向上を図った。</p>
		<p>障害福祉サービスが必要な犯罪被害者等において、利用のために必要な制度について、周知を図ります。</p>	<p>①内容：制度の周知 ②対象：医療機関等 ③実績：「障害者のしおり」の提供を行っている。また、PDF版を県ホームページに掲載している。</p>

(14)	交通事故相談活動の推進	専門の相談員が相談に応じます。また、国の主催する交通事故相談員の研修会等への派遣により、相談員の資質と相談能力の向上に努めます。	生活環境企画課	①内容:交通事故に関する相談(過失割合、損害賠償、自賠責保険請求方法、示談の仕方等) ②対象:県民 ③方法:面談(出張含む)、電話相談 ④実績:1,109件 ⑤目的:交通無事故被害者等に対する適正な補償と安心の確保
(15)	消費生活に関する相談・支援	消費生活・男女共同参画プラザの消費生活相談窓口において、特殊詐欺や悪質商法、ヤミ金融などに関する相談に応じ、県警察本部や弁護士会など関係機関と連携しながら、解決に向けた助言等を行います。	県民生活・男女共同参画課	①実績:警察、弁護士など、適切な関係機関と連携し、解決に向けた助言を行った。 ②内容:ヤミ金・サラ金に関する相談 53件
(16)	県民相談に関する相談・支援	消費生活・男女共同参画プラザの県民相談窓口において、幅広く相談を受け付け、必要に応じて、関係機関につなぎます。	県民生活・男女共同参画課	①内容:専門の相談員(男性相談員1名)が様々な問題や悩みに対応している ②対象:県民 ③受付時間:月曜から金曜9:00~16:30(土日祝、年末年始除く) ④実績:県民相談268件
(17)	「被害者の手引」の内容の充実等	犯罪被害者の意見・要望を踏まえ、「被害者の手引」に関係機関・団体による犯罪被害者のための制度を追加するなど、その内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、犯罪被害者への早期の提供に努めます。	刑事企画(警)	①内容:「被害者の手引き」に関係機関による支援内容・連絡先等を記載しており、捜査の初期段階において相手引きを配布している。 ②実績:配布数197件
		外国人向けの「被害者の手引」を作成するとともに、外国人対象の防犯教室や自治体の外国人向けの広報誌等を通じて、警察の犯罪被害者支援施策について周知を図ります。	刑事企画課(警)	①内容:英語、中国語、韓国語版の「被害者の手引き」を準備している。
			交通指導課(警)	①内容:ひき逃げ事件、死亡事故、重傷事故(3ヶ月以上)等の被害者または遺族に対する被害者支援リーフレット「交通事故に遭われた方とその家族のために」の配布及び刑事手続き、保険制度等の情報提供 ②目的:外国人被害者等の二次的被害の軽減、防止 ③実績:2件
(18)	「支援ノート」の作成・交付	各種手続や支援制度をわかりやすく掲載するとともに、犯罪被害者等が自身の気持ちや状況、支援の対応等を整理・記録できる「支援ノート」を作成し、希望する犯罪被害者等に交付します。	県民生活・男女共同参画課	①内容:「犯罪被害者等支援ノート『絆』」の作成 ②作成時期:平成31年2月22日 ③作成部数:200部 ④配布先:市町村、県警、(公社)大分被害者支援センター等の相談窓口配布し、犯罪被害者等に交付
(19)	海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援	外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害者に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援に努めます。	広報課(警)	期間中の取扱いなし。
			警備第一課(警)	

(20)	警察における関係機関・団体との連携	県警察・警察署レベルで設置されている被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、その設置目的を各構成員に共有させ、犯罪被害者支援を実施する関係機関・団体が果たすべき役割を明確にするとともに、犯罪被害者の置かれている立場の理解を深めるための研修会や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応能力の向上を図ります。	広報課(警)	①内容:大分県犯罪被害者等支援連絡協議会の開催。 ②開催日:5月23日(幹事会)、8月6日(総会) ③内容:(幹事会)総会の日程、活動内容の発表等(総会)平成29年度の活動結果報告、平成30年度の活動計画等 ④実績:(総会)29名、(幹事会)23名出席
		被害者支援連絡協議会等の活用により、犯罪被害者支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者支援のための制度等について情報提供を犯罪被害者に対して行うよう努めます。	広報課(警)	①内容:合同街頭広報活動の実施 ②実施日:11月26日 ③実績:38名参加
(21)	犯罪被害者等支援対策庁内連絡会議の設置及び内部連携の強化	「大分県犯罪被害者等支援対策庁内連絡会議」を定期的開催し、被害者支援に携わる職員の資質向上及び情報の共有を図ります。	県民生活・男女共同参画課	①内容:大分県犯罪被害者等支援対策庁内連絡会議の実施 ②対象:県庁内犯罪被害者等支援関連部署職員 ③日時:8月30日 ④詳細:設置要綱一部改正、H29指針の取組状況、県条例の制定、指針の改訂 ⑤実績:25名出席
		「大分県犯罪被害者等支援推進指針」を市町村、民間支援団体等に配布し、県が実施する支援施策に係る情報の提供を行います。		県HPにて掲載している http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/hanzaisisinkaitei.html
(22)	犯罪被害者等支援に係る連携体制の構築	県、警察、市町村、民間支援団体、弁護士などの有識者等により、犯罪被害者支援に係る具体的課題等を検討するための会議を定期的開催します。	県民生活・男女共同参画課	①内容:大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議 ②設置:5月29日 ③組織:県民生活・男女共同参画課、警察本部犯罪被害者支援室、市町村犯罪被害者等支援担当、(公社)大分被害者支援センター、弁護士会、医師会、ピアサポート大分絆の会 ④実績:(1回)5月29日 会議設置、支援ノート作成部会立上げについて (2回)8月29日 居住の安定に係る現状・課題について (3回)11月20日 来年度施策の協議、支援ケース検討について (4回)2月22日 支援ノート作成報告、チェックリスト作成協議について
		支援関係機関等との連携を図り、被害者支援が確実かつ円滑に行われるよう、犯罪被害者等支援コーディネーターを設置します。		①内容:犯罪被害者等支援コーディネーターの設置 市町村職員からの犯罪被害者等の支援に係る相談に対する情報提供や助言を行うとともに、県・市町村等の関係主体間の連携の強化等を図る ②委託先:(公社)大分被害者支援センター ③設置:4月1日 ④実績:ア)市町村からの相談対応(8件) イ)各支援機関間の連携(10件) ウ)個別事案における調整(138件) エ)人材育成(5件)
(23)	DV被害者支援関係機関の連携の充実	「DV被害者支援関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討の実施などを通じ実効性のある連携を図ります。	県民生活・男女共同参画課	①内容:支援に関わる関係機関の連携協力体制強化を図るため情報交換を行った。 ②対象:配偶者暴力相談支援センター(アイネス・婦人相談所職員)、警察、法務局、裁判所、年金機構等職員、民間支援団体 ③日時:7月19日 ④実績:21名参加
		配偶者暴力相談支援センターと警察本部による「DV関係機関連絡会議」を開催し、連絡調整、課題協議等を行うとともに連携強化を図ります。		①内容:相互の事業についての情報交換を行った。 ②対象:配偶者暴力相談支援センター(アイネス・婦人相談所職員)、警察 ③日時:4月20日、10月31日 ④実績:8名(4月)、5名(10月)参加

2 研修の充実と人材の養成等(基本法第21条関係、条例第21条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	民生委員・児童委員に対する研修	地域における身近な相談者である民生委員・児童委員に対し、犯罪被害者等の人権に配慮した適切な対応が行われるよう、必要な研修を実施します。	福祉保健企画課	①内容: 中堅民生委員児童委員研修 ②対象: 民生委員・児童委員(2期目以上) ③日時: 平成30年11月28日～29日 ④詳細: 研修の中で弁護士から犯罪被害者に対する支援機関を紹介 ⑤実績: 118名参加
(2)	医療関係者に対する研修等の実施	医師、看護師等の医療関係者を対象に、DV相談機関の周知やDVIに関する研修及び性犯罪・性暴力被害者の支援に関する研修等を実施します。	県民生活・男女共同参画課	①内容: 性暴力被害者支援員等研修の開催案内を通知した。 ②対象: 県内医療機関15件 ③実績: 1月31日、2月21日の2日間開催。
(3)	性犯罪・性暴力被害者の相談・支援に携わる者の研修等の充実	「おおいた性暴力救援センター・すみれ」の相談員等を対象に支援者としての資質向上を図るため、性暴力被害者支援に関する研修等を実施します。	県民生活・男女共同参画課	①内容: 性暴力被害者支援員等研修の実施 ②日時: 1月31日、2月21日(2日間) ③実績: 28名(1月)、39名(2月)参加
(4)	障がい者虐待防止等のための体制の充実	大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターを設置し、通報・相談体制の整備を行っています。障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象とした研修会の開催により、関係者の意識啓発や資質向上を図ります。	障害福祉課	①内容: 障がい者虐待防止対策連携会議の開催 ②対象: 市町村職員、県警、労働局 ③日時: 6月14日(金) ④詳細: 県内の虐待事例について、事実確認までの流れの確認等
(5)	虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実	児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関専門職研修、児童福祉施設基幹的職員研修、児童福祉に関する心理職員合同研修、学校及び警察との連携強化研修等を実施します。	子ども家庭支援課	【児童相談所職員】 ①内容: 児童福祉司スーパーバイザー任用後研修(派遣研修) ②対象: 児童相談所職員(児童福祉司スーパーバイザー) ③目的: 児童福祉司スーパーバイザーを養成し、支援の充実を図る。 ④実績: 6日間の研修を受講 修了者1名 ①内容: 児童福祉司任用前研修 ②対象: 児童相談所職員 ③目的: 専門職員を養成し、住民ニーズに応じた支援の充実を図る。 ④実績: 3日間実施、修了者9名 ①内容: 児童福祉司任用後研修 ②対象: 児童相談所職員 ③目的: 専門職員を養成し、住民ニーズに応じた支援の充実を図る。 ④実績: 23回実施、修了者25名 ①内容: 救急医療・児童相談所勉強会(虐待対応啓発プログラムBEAMS研修) ②対象: 児童相談所職員、救急医療に関わる医師・看護師・ソーシャルワーカー等 ③目的: 専門職員を養成し、援の充実を図る。 ④実績: 1月11日実施、参加者123名 【市町村等児童相談関係職員】 ①内容: 市町村要保護児童対策調整機関職員研修を開催 ②対象: 市町村職員 ③目的: 専門職員を養成し、住民ニーズに応じた支援の充実を図る。 ④実績: 4日間実施、修了者17名 ①内容: 市町村保健師と児童相談所の連携強化研修 ②対象: 市町村職員(保健師) ③目的: 児童虐待への対応や社会的養護への理解、相互の連携強化 ④実績: 1回開催、34名参加 【児童福祉施設職員】 ①内容: 児童福祉施設基幹的職員養成研修 ②対象: 児童福祉施設基幹的職員 ③目的: 専門機関としての児童養護施設の役割を拡充し、地域での連携強化を図る。 ④実績: 2日間開催、修了者13名 ①内容: 施設指導職員専門講座 ②対象: 児童福祉施設指導職員 ③目的: 児童養護施設職員の養育力強化を図る。 ④実績: 10月18日 講演「これからの社会的養育」参加者74名 10月19日 ワークショップ「フォスタリング・チェンジプログラム」参加者45名

(6)	DV被害者支援に携わる相談員・職員に対する研修の実施	配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談従事者に対し、相談員としての資質向上を図るための研修会等を実施します。	県民生活・男女共同参画課	<p>①内容:相談員等研修の実施初任者研修 ②対象:相談員等 ③日時:5月24日 ④実績:41名参加</p> <p>①内容:ブロック研修 ②対象:相談員、民生委員・児童委員、市町村職員、保健師、警察等 ③日時:10月15日、23日、30日 ④実績:延べ98名参加</p> <p>①内容:中堅者研修 ②対象:相談員等 ③日時:2月14日 ④実績:98名参加</p> <p>①内容:相談員スーパービジョンの実施 ②対象:県、市町村相談員等 ③日時:12月21日(女性相談)、1月23日(女性・男性相談) ④実績:13名(12月)、12名(1月女性相談)、7名(1月男性相談)参加</p>
(7)	高齢者虐待防止等のための体制の充実	高齢者に対する虐待への対応力向上のため、虐待対応窓口となる地域包括支援センター職員や市町村に対する研修の充実・強化に努めます。	高齢者福祉課	<p>①内容:高齢者虐待対応専門職員研修会(養介護施設従事者対応者向け・養護者対応者向け) ②対象:市町村職員、地域包括支援センター職員 ③日時:12月25日(水) ④詳細:高齢者虐待防止法や権利擁護の基本的理解、養護者による虐待対応の流れに即した初動期段階、対応段階、評価・終結の講義・演習 ⑤目的:市町村や地域包括支援センター職員が、虐待対応にあたる上での専門的視点や技術を習得することによる実践力の向上。 ⑥実績:42名</p>
(8)	市町村における支援体制の強化	一次的な相談窓口である市町村の職員を対象に、窓口の機能の強化を図ることを目的とした研修を実施します。	県民生活・男女共同参画課	<p>①内容:市町村窓口強化研修 ②日時:8月29日 ③対象:市町村の窓口担当職員等 ④参加者:全市町村から59名</p>
(9)	職員等に対する研修の充実等	採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者支援の体験記等の資料を活用しつつ、犯罪被害者支援の意義、性犯罪被害者への支援要領、被害少年への支援要領、犯罪被害者支援団体との連携要領に関する教養を行います。	<p>広報課(警)</p> <p>人身安全・少年課(警)</p> <p>捜査第一課(警)</p> <p>交通指導課(警)</p> <p>広報課(警)</p> <p>人身安全・少年課(警)</p> <p>捜査第一課(警)</p>	<p>①内容:犯罪被害者支援連絡協議会、犯罪被害者等による講演会、犯罪被害者支援専科等 ②対象:警察職員 ③実績:特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養を実施した。</p> <p>①内容:警察署員に対する教養 ②対象:性犯罪や児童虐待、DV事案等を担当する警察官 ③実績:新任警察官に対する講義、人身安全関連事案専科、生活安全任用専科等にて教養を実施</p> <p>①内容:専科入校生に対し性犯罪事件捜査について教養を実施した。 ②対象:入校生15名(警部補8名、巡查部長7名) ③期間:9月4日から9月7日までの間</p> <p>①内容:犯罪被害者等による講演会、交通事故事件捜査専科等 ②対象:警察職員 ③実績:犯罪被害者等の生の声を活用するなどし、犯罪被害者等の心情や個々の特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養を実施した。</p> <p>①内容:犯罪被害者支援連絡協議会、犯罪被害者等による講演会、犯罪被害者支援専科等 ②対象:警察職員 ③実績:特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養を実施した。</p> <p>①内容:警察署員に対する教養 ②対象:性犯罪や児童虐待事案を担当する警察官 ③実績:新任警察官に対する講義、人身安全関連事案専科、生活安全任用専科等にて教養を実施</p> <p>①内容:職員等に対する研修の充実。性犯罪指定捜査員等に対する教養を実施した。 ②対象:県下各警察署の捜査員等 ③日時:4月27日 ④実績:捜査員等52名に対する教養実施</p>
(10)	コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援	犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を行います。	広報課(警)	<p>①内容:他県の事例検討を参考にし、コーディネーターとしての役割を果たせる者の養成への支援を検討。 ②対象:民間支援員 ③実績:検討中</p>

(11)	福祉保健行政を担当する職員に対する研修の実施	所属長・課長会議、福祉保健部職員研修等において、犯罪被害者等支援研修を実施します。	福祉保健企画課	<p>①内容:福祉保健部人権啓発研修会 ②対象:福祉保健部職員及び関係機関職員 ③日時:平成31年3月28日 ④詳細:犯罪被害者支援を含めた身近な人権問題の研修会 ⑤実績:186名参加</p>
(12)	学校における相談対応能力の向上等	犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教員への教育相談対応研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。	教育人事課	<p>【専門研修】 ①内容:教育相談対応研修「いじめ対応」(小・中) ②対象者:小・中の教職員 ③目的:いじめの対応に係る講義・演習を通して、生徒指導を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ④実績:(小・中)8月1日 受講者285名</p> <p>①内容:教育相談対応研修「いじめ対応・子どもの貧困問題」(高・特) ②対象者:高・特中の教職員 ③目的:いじめの対応に係る講義・演習を通して、生徒指導を推進するための実践的指導力の向上を図る。 ④実績:(高)7月10日 受講者64名</p> <p>【テーマ別研修】 ①内容:いじめ・不登校の未然防止と対応研修 ②対象者:全校種の教職員 ③目的:いじめ・不登校の未然防止に焦点をあてた講義・演習を通して、学校教育相談における実践的指導力の向上を図る。 ④実績:7月23日 受講者79名</p> <p>①内容:学校で生かせるカウンセリング研修 ②対象者:全校種の教職員 ③目的:いじめ・不登校の解決に焦点を当てたカウンセリング等の講義・演習を通して、学校教育相談の実践的指導力の向上を図る。 ④実績:8月28日 受講者56名</p> <p>①内容:不登校の子どもの理解と支援研修 ②対象者:全校種の教職員 ③目的:不登校の子どもの理解と校外の支援体制づくりに係る講義・演習・研究協議を通して、学校での効果的な支援や校内支援体制の充実を図る。 ④実績:10月29日 受講者28名</p> <p>【出前研修】 ①内容:出前研修(教育相談部) ②対象者:公立小・中・高・特の教職員 ③目的:県内公立学校等の要請に応じ、学校における教育相談の推進に係る講義や演習を通して、教育相談及び校内支援体制の充実を図る。 ④実績:4月3日 宇佐産業科学高校 受講者14名 4月4日 大分鶴崎高校 受講者48名 佐伯豊南高校 受講者10名 4月5日 別府翔青高校 受講者45名 4月10日 大分商業高校 受講者8名 4月16日 佐伯豊南高校 受講者10名 +生徒200名 5月1日 日田三隈高校 受講者43名 6月15日 日田高校定時制 受講者10名 6月19日 豊後大野市立千歳中学校 受講者4名+生徒7名 8月6日 別府市中部中学校区小中連携教職員研修会 受講者120名 8月17日 別府市教育委員会 受講者35名 8月22日 九重町立南山田小学校 受講者13名 10月16日 大分県PTA連合会母親部会 受講者18名(保護者) 11月27日 豊後大野市立千歳中学校 受講者3枚+生徒7名 12月5日 中津市立深水小学校 受講者8名 12月11日 公立学校教頭会 受講者25名 2月12日 豊後大野市立千歳中学校 受講者4名+生徒7名 3月13日 佐伯市立渡町台小学校 受講者40名</p> <p>【派遣研修】 ①内容:不登校対応対策教員研修 ②対象者:小・中学校教諭 ③目的:教育センター教育相談部の相談機能を活用し、不登校児童生徒の理解や指導・支援に必要な専門的な知識や技法等の研修を行い、教育相談を行う専門職員としての資質能力の向上と実践的指導力の充実を図る。 ④実績:1年間 受講者4名</p>
			体育保健課	<p>①内容:健康教育研修会 ②日時:10月30日 ③演題:「チーム学校の中での養護教諭の役割を考える」講義・演習 ④対象:養護教諭、管理職、教諭、指導主事等 ⑤実績:受講者199名</p> <p>①内容:新規採用養護教諭研修・養護教諭フォローアップ研修・中堅教諭等資質向上研修(養護教諭) ②日時:7月27日 ③演題:「養護教諭の行う健康相談」講演と演習 ④対象:新規採用、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修対象養護教諭 ⑤実績:受講者41名</p>

(13)	二次的被害の防止に係る研修の実施	支援に関わる職員等の理解や知識が十分でないと被害者等に対し不適切な対応をして二次的被害を与えるおそれがあることから、二次的被害の防止に係る研修を実施し、職員等の意識の向上を図ります。	県民生活・男女共同参画課	①内容: 犯罪被害者等支援関係職員等研修 ②対象: 県・市町村職員(窓口職員、保健医療や福祉サービス等担当職員等)、警察職員(窓口対応職員)、医療従事者、臨床心理士、民生委員、弁護士等 ③実績: 日田市(10月30日)85名 豊後大野市(2月8日)68名 国東市(2月15日)66名
------	------------------	---	--------------	---

3 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係、条例第22条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	民間の団体への支援の充実	犯罪被害者支援団体への財政的援助の充実に努めるとともに、犯罪被害者の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援に努めます。 様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者への援助を行う団体の意義・活動等について広報します。	広報課(警)	①内容: 県費予算を確保し、犯罪被害者等早期援助団体に業務委託している。 ②実績: 7,229千円(委託料) ①内容: 民間の団体に関する広報の実施。 ②対象: 県民 ③実績: 警察署広報誌、各種行政機関の広報誌、ラジオ放送、ケーブルテレビ、インターネットホームページ、商業施設の大型ビジョン等を使い広報を行っている。
(2)	犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協力等	犯罪被害者等早期援助団体に対しては、犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、連絡先や相談内容等を提供します。 犯罪被害者の実態、支援に役立つ事例、二次的被害を防止するための留意事項等の支援に関する必要な情報提供を行い、犯罪被害者支援団体の運営及び活動に協力します。	広報課(警)	①内容: 民間の犯罪被害者支援団体との連携、協力の強化によるきめ細かな犯罪被害者支援の推進。 ②対象: 民間被害者支援団体 ③詳細: 各種行事、会議、会合等において積極的な連携、協力体制の強化を図っている。 ①内容: 犯罪被害者等早期援助団体への情報提供。 ②対象: 犯罪被害者等早期援助団体 ③実績: 14件(平成30年中)
(3)	特定非営利活動促進法(NPO法)の適切な運用	県民の自由な社会貢献活動によって犯罪被害者支援が増進されるよう、法人格取得や法人運営を支援するとともに、ウェブサイト「おんぼ」等を通じてNPOの情報提供を行います。	県民生活・男女共同参画課	HPIにて掲載済み https://www.onpo.jp/

第5 県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(基本法第20条関係、条例第19条及び第20条関係)

	推進指針		担当課	【平成30年度実績】
	施策項目	具体的取組		具体的取組
(1)	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	犯罪被害者等の人権問題も含めた様々な人権課題に関する学習機会を提供し、日常的な人権教育を推進します。	人権・同和教育課	①内容: 年度当初に、市町村人権教育主管課長・担当者研修会において、県の重点方針や人権課題の解消に向けた取組の推進について説明及び研修を実施 ②実施日時: 平成30年4月13日(金)10:00~16:00 ③実施場所: 大分県教育センター ④実績: 参加者70名(全市町村、各教育事務所から参加) ①内容: 各学校においては、教職員研修や児童生徒への人権教育の取組の推進について指導し、公立学校人権教育実態調査により実施状況を把握する。 ②実績: 教職員研修の実施状況 100% 人権課題を扱った授業の実施状況 100%

(2)	学校における犯罪防止教育の推進	各学校において、生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育を推進します。	義務教育課	①内容:道徳教育推進教師協議会の実施 ②実績:各校から職員1名ずつ参加(主に道徳教育推進教師)、約300名参加 ③目的:児童生徒の道徳性を育むため、「考え、議論する道徳」に向けた授業改善(著名な講師による模擬授業を通じた協議会) ④URL:http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-suisinn.html
				①内容:道徳教育実践力向上協議会 ②詳細:6月、11月に実施 ③対象:採用4～6年目の若手教員対象(約100名) ④目的:授業作りの演習、講演等 ⑤URL:http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/doutoku-jissenn.html
				①内容:道徳教育ホームページの充実 ②対象:各種研修会参加者、県内の全ての教諭等に対して ③目的:道徳教育の資料等の情報の提供 ④URL:http://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/list21479-25075.html
			特別支援教育課	①内容:学校の障がい種や幼児児童生徒の障がいの状態により、道徳の時間、ホームルーム等の特別活動、全ての教育活動を通じて実施する等、様々な指導の形態で道徳教育を行う。 ②対象:特別支援学校全16校 ③目的:道徳教育の推進 ④実績:(一例)知的障がい特別支援学校の道徳教育において、思いやり、親切、友情、信頼、感謝を重点内容項目として指導 小学部:前の人が終わるまで待つ。友だちとゆずり合って乗り物で遊ぶ。 中学部:人に迷惑がかからないよう自分の仕事に取り組む。 良かったことがあれば友だちを褒める。 高等部:困っている人に対して、親切にする。他の生徒の気持ちも考えながら学習を進める。
				高校教育課
(3)	中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さを直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、犯罪被害者への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。	広報課(警)	①内容:「命の大切さを学ぶ教室」を公益社団法人大分被害者支援センター等と協働で実施している。 ②対象:中学生及び高校生 ③実績:6, 169名
				①内容:大学生に対する犯罪被害者支援に関する講話の実施 ②対象:県内大学生70名 ③性犯罪被害者の現状や犯罪に遭遇した場合、また、友人から相談を受けた際の対応等について具体的な講話を実施。
(4)	若年者向けDV予防啓発の実施	中学生、高校生、大学生を対象とした、暴力を許さない人権教育やデートDVに関するセミナーを実施し、若年層への啓発に取り組めます。	県民生活・男女共同参画課	①内容:デートDV防止セミナー ②対象:中・高・大学生向け ③実績:中学2校、高校14校、大学4校、専門学校3校 延べ参加人数:5, 183名
	犯罪被害者等施策に関する集中的な広報啓発事業の実施	「犯罪被害者週間」(11月25日から12月1日まで)にあわせて、広く県民の参加を募った、犯罪被害者による講演会等を実施し、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図ります。	広報課(警)	①内容:民間被害者支援団体、大分県被害者等支援連絡協議会と協働で犯罪被害者遺族等の講演の開催、犯罪被害者週間の街頭広報活動を実施した。 ②啓発活動:犯罪被害者週間に伴い、大分県犯罪被害者支援連絡協議会会員、大分被害者支援センター等と協働でパンフレット等を配布の上、街頭広報活動を実施した。 ③実施日:11月26日 ④実績:500部配布

(5)	「児童虐待防止推進月間」(11月)に集中的な広報・啓発活動を実施します。	子ども・家庭支援課	<p>【「児童虐待防止推進月間」の取組】</p> <p>①内容: 第4回オレンジリボンたすきりレーの実施(後援)</p> <p>②日時: 11月7日</p> <p>③目的: 児童虐待防止運動の広報活動</p> <p>④実績: 約200名の参加者 別府市→大分県庁を歩行し、児童虐待防止を訴えた。</p> <p>①内容: 県庁舎屋上及び大分市内歩道橋に横断幕の掲示(計4箇所)</p> <p>②対象: 県民</p> <p>③実施機関: 11月1日～11月30日</p>
	DV・性暴力・ストーカーなど女性に対する暴力の根絶に向け、市町村及び関係機関、企業等と連携して、「パープルリボンプロジェクト」と称し、「女性への暴力をなくす運動期間」(11月12日から25日まで)を主に、パープルライトアップほか様々なツールによる広報啓発活動を実施します。	県民生活・男女共同参画課	<p>【「女性に対する暴力をなくす運動期間」の取組】</p> <p>①内容: 街頭啓発の実施</p> <p>②対象: 県民</p> <p>③日時: 11月12日</p> <p>④実績: ちらし等啓発グッズ配布</p> <p>①内容: 横断幕の掲示</p> <p>②対象: 県民</p> <p>③掲示期間: 11月1日～26日</p> <p>④掲示場所: 大道小学校前歩道橋</p> <p>①内容: パープルリボンプロジェクト協賛企業・団体によるパープルライトアップ(企業、団体等の協力により施設等をパープルリボンの紫でライトアップ)、企業・団体における女性に対する暴力防止の啓発印刷物の配布・設置、ホームページによる啓発等活動</p> <p>②対象: 県民</p> <p>③日時: 11月</p> <p>④実績: パープルプロジェクト協賛団体 60団体 うちパープルライトアップ実施 13施設(企業、民間団体を含む)</p> <p>⑤大分県ホームページURL https://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/purpleproject.html</p>
(6)	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	広報課(警)	<p>①内容: 犯罪被害者の援助を行う団体についての広報啓発活動。</p> <p>②対象: 県民</p> <p>③実績: チラシ、広報誌、ポスターの掲示、ラジオなど様々な広報媒体を通じた広報活動を推進した。</p>
	関係機関や犯罪被害者支援団体と連携の上、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン、各種討論会等の広報啓発活動を推進します。		<p>①内容: 犯罪被害者支援施策の周知と県民の理解の増進。</p> <p>②対象: 県民</p> <p>③実績: インターネット県警ホームページへの犯罪被害者支援施策の掲載等による当該施策の周知と県民の理解の増進を図った。</p>
	広報啓発用の冊子の作成、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努めます。	広報課(警)	<p>①内容: 情報格差のない広報の実施。</p> <p>②対象: 県民</p> <p>③実績: インターネット媒体による広報と広報誌等インターネット以外の媒体による広報を共に行い、情報格差のない広報を実施した。</p>
情報提供を行うに当たっては、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体の活用を図るとともに、広報誌、リーフレット等のインターネット以外の媒体を用いて情報を提供することで、インターネットで情報を得ることができる者とそうでない者との間で情報格差が生じないように配慮します。			
犯罪被害者等支援についての県民の理解増進	犯罪被害者等の支援、特に二次的被害の防止に重点を置いた啓発パンフレットの作成・配布、条例制定に係るシンポジウムの実施等を通じて、県民の理解の増進を図ります。	県民生活・男女共同参画課	<p>「二次的被害防止啓発リーフレット(7,000部)」作成(H30.6)</p> <p><啓発実績></p> <p>①犯罪被害者等支援シンポジウム開催(6月30日、160名参加)</p> <p>②自治会連合会総会において説明(7月17日、パンフ4,200部配布)</p> <p>③(公社)大分被害者支援センターとの合同啓発実施(9月29日)</p> <p>④日田市との合同啓発実施(10月30日)</p> <p>⑤「犯罪被害者週間」街頭啓発実施(11月26日)</p>

(7)		大分県人権尊重施策基本方針(平成27年4月24日策定)に基づき、犯罪被害者等の権利問題について、大分県人権情報プラザ(県庁舎別館1階)に配架の参考図書、啓発リーフレット等の活用・配布を通じて、周知・啓発を図ります。	人権・同和対策課	①大分県人権啓発冊子当事者インタビュー集の中で、「犯罪被害者とその家族の権利」をテーマに、大分県に縁のある性犯罪被害者と交通事故被害者遺族の方に対するインタビュー記事を掲載し、犯罪被害者を取りまく問題についてより多くの県民に気づいてもらうよう取り組んだ。 ②冊子名:「同じ空の下 ～15人からのメッセージ～」 ②作成年月:平成30年12月 ③印刷部数:3,000部 ④主な配布先:市町村及び各教育委員会、人権講師、県下各種図書館(中学校以上の学校図書館を含む)
		県民を対象に犯罪被害者等支援をテーマとしてインターネットを通じて講座を提供し、県民の理解を増進します。	社会教育課	①「おおいた学びの広場」のインターネット講座(http://manabi.oita-ed.jp)において提供している。 ②テーマ:犯罪被害者を支援する ③講師:県立看護科学大学講師 関根 剛氏
		性暴力の防止を訴えるとともに、「おおいた性暴力支援センター・すみれ」の周知を図るため、リーフレットの作成・配布をはじめ、広報誌への広告掲載、ラジオスポット放送等を行います。	県民生活・男女共同参画課	①内容:おおいた性暴力支援センター・すみれ相談窓口広告掲載 ②対象:県民 ③実績:2018年11月20日発行「モグモグ」12月号 2019年1月27日発行 大分合同新聞(朝刊) 2019年1月25日発行 シティ情報おおいた2月号 ①内容:おおいた性暴力支援センター・すみれリーフレット作成 ②対象:県民 ③実績:「知ってほしい、伝えたいこと」(A5版リーフレット)2,000部 作成、関係機関や学校に配布
(8)	報道機関等に対する理解促進	過剰な取材等により、犯罪被害者等が精神的苦痛や身体の不調、私生活の平穩の侵害などの二次的被害を受けることがないよう、報道機関に対して配慮・協力を求めます。	県民生活・男女共同参画課	未実施
(9)	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進	シンポジウムの開催等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知し、国民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。	広報課(警)	期間中該当なし
(10)	犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施	地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌のほか、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声掛け、ひったくりの発生状況等を発信します。	生活安全企画課(警)	①内容:大分県電子メール情報配信システム「まもめーる」「まもめーるアプリ」により、子どもへの声かけ事案や不審者情報、被害拡大防犯情報など防犯に役立つ情報を、被害者が特定されないように発信した。 ②実績:計536回
			人身安全・少年課(警)	①内容:警察署員に対する教養 ②実績:まもめーるによる情報発信(平成30年中112件)
(11)	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進	交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記を活用することや事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表すること等により、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。	広報課(警)	①内容:交通事故被害者等に対する理解の増進 ②対象:県民 ③実績:交通事故被害者遺族の講演の開催、各種会合等における交通事故被害者遺族の手記の朗読の実施及び事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別交通事故に関する様々なデータの公表により交通事故被害者等に対する理解の増進を図った。
			交通指導課(警)	①内容:交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進を図っている。 ②実績:交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会で配布している。交通安全の集い等において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画や手記を活用している。また、事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表している。